

特殊車両申請基準（令和6年4月1日以降）

項目	申請を必要とする 車両諸元	橋梁部の通行条件	備考	一般制限値 (参考)
幅	2.5mを超えるもの			2.5m以内
高さ	4.1m を超えるもの			3.8m以内
長さ	16.5m を超えるもの		直進通行のみの場合は 制限なしとする	12.0m以内
総重量	44.0 t を超えるもの	●入船橋（一例） セミトレーラー：最遠軸距13.0mの場合、総重量38.0 t 超え44.0 t までで徐行 トラック：最遠軸距7.4mの場合、総重量33.0 t 超え36.0 t までで徐行		20.0 t 以内
		●東港連絡橋（一例） セミトレーラー：最遠軸距13.0mの場合、総重量41.0 t 超え47.0 t までで徐行 トラック：最遠軸距7.4mの場合、32.0 t 超え37.0 t までで徐行		
軸重	11.5 t を超えるもの			10.0 t 以内
輪荷重	5.75 t を超えるもの			5.0 t 以内

※上記の車両諸元は、重要物流道路と同等の基準としています。（車両制限令の第三条4参照）

項目のどれか一つでも超えた場合は申請が必要になりますが、直進のみの場合は、幅2.5m以内、総重量44.0 t 以内であれば申請は不要とします。

※道路形状や、架空や地下埋設物等の状況により条件を付す場合がありますので、ご不明な点についてはご確認ください。